入札公告（建設工事）の変更

平成28年1月26日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
鉄道建設本部
九州新幹線建設局長　湯山　和利
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　40
○九建公告第20号
1　掲載日　平成27年12月15日（号外政府調達第234号）
2　変更内容　42ページ３段目、３⑴ウ中、工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について「・床版コンクリート（鋼繊維混入）の品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画」を「・床版コンクリート（地覆等を含む）の品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画」に変更します。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成28・29・30年度における国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターの物品の製造・販売及び役務等に係る競争参加資格を得ようとする者の申請等について、次のとおり公示します。
平成28年1月26日
国立研究開発法人森林総合研究所
森林整備センター　所長　奥田　辰幸
◎調達機関番号　539　◎所在地番号　14
国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターの物品の製造・販売及び役務等に係る競争参加資格については、国の各省庁統一の資格（全省庁統一資格）をもって有資格者とすることとしますので、競争に参加する場合には、入札公告等の案件毎に全省庁統一資格の資格審査決定通知書の写しを提出して下さい。
なお、平成28・29・30年度における各省各庁における物品の製造・販売及び役務等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）に関する申請方法等については、「統一資格審査申請受付サイト」をご参照下さい。
（https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html）

競争参加者の資格に関する公示

利根導水路大規模地震対策利根大堰耐震補強工事に係る異工種建設工事共同企業体として競争参加者の資格（以下「異工種建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成28年1月26日
独立行政法人水資源機構
理事長　甲村　謙友
◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11
1　工事名　利根導水路大規模地震対策利根大耐震補強工事
2　工事場所　群馬県邑楽郡千代田町上中森地先
埼玉県行田市須加地先
3　工事内容
【土木一式工事】
３～10号堰柱補強工　１式
３、６号堰柱補強工　１式
３、６号門柱補強工　１式
３、６号号頂版補強工　１式
３、６号床版補強工　１式
指定仮設工　１式
無指定仮設工　１式
【機械設備工事】
土砂吐ゲート１、２号整備・更新　１式
調節ゲート１～４号整備・更新　１式
洪水吐ゲート１～４号整備・更新　１式
4　工期　契約締結の翌日から平成34年３月20日まで
5　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）の受付期間　平成28年１月26日から平成28年３月14日まで。ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く）。
なお、平成28年３月14日以降当該工事に係る開札の時までにおいても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成28年１月27日から〒330―6008埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　経営企画本部　技術管理室　契約企画課　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588において異工種建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し⑴に示す申請書の交付場所に郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法に限る。）又は持参により提出すること。
①　異工種建設工事共同企業体協定書（７⑻の条件を満たすものに限る。）
②　７⑹の要件を満たすことが判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）
③　すべての構成員の経営事項審査結果通知書の写し（平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請時に提出したものと同一のもの。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
7　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査　以下の⑴の各号に該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び⑵から⑼までに掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　次に掲げる条件に該当しない者であること。
①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次のⒶからⒼまでのいずれかに該当する事実があると認められる者
Ⓐ　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
Ⓑ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
Ⓒ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
Ⓓ　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
Ⓔ　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
Ⓕ　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
Ⓖ　Ⓐから㈫までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑵　機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、利根川・荒川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。
⑶　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連を有する建設業者でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。